

特別養護老人ホーム安寿荘 運営規程の概要及び重要事項

第1章 施設の目的及基本方針

(事業の目的)

第1条 施設は、居宅において、常時介護を受けることが困難な要介護者等の入所を受け入れて適正なユニット型指定介護福祉施設サービス(以下「施設サービス」)を提供することを目的とする。

(事業の基本方針)

第2条 施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとする。

2 施設は、入所者の処遇に関する施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

3 施設は、入所者一人一人の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するように努めるものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 施設に勤務する従業者の員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職 種 (上段:常 勤) (下段:非常勤)	人 員							合 計
	2 階						サテライト 難波	
	石鎚	石手	しまなみ	瀬戸	道後	伊予		
入 所 定 員	10 床	10 床	9 床	11 床 (短期入所)	10 床	10 床	10 床	70 床 (内短期入所 11 床)
施 設 長	1							1
事 務 員 等	4							4
	1							1
生 活 相 談 員	(1) (介護支援専門員兼務)						1	2
介 護 職 員	24						2(1) 介護支援専門 員兼務	26
	1						5	6
看 護 職 員	4						1	5
	1							1
機 能 訓 練 指 導 員	1							1
管 理 栄 養 士	1							1
	1							1

調 理 員	1		1
	14	4	18
医 師(嘱託)			
	3	1	4
介 護 支 援 専 門 員 (兼 務)	(1)生活相談員兼務	(1)	(2)
		介護職と兼務	
宿 直 員			
	3	2	5
合計実人数	41		
	32		

(2) 職務内容

施 設 長	本会理事長の命を受け、施設の業務を統括するとともに、施設職員の指揮監督及び管理運営並びに事務の統括管理に当たる。
事 務 員 等	施設運営に関する事務に従事する。
生 活 相 談 員	入所者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
介 護 職 員	入所者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
看 護 職 員	入所者の看護、日常生活の世話及び健康管理に当たる。
機能訓練指導員	機能訓練の指導に当たる。
管 理 栄 養 士	給食献立及び給食業務に当たる。
調 理 員	給食業務に当たる。
医 師（ 嘱 託 ）	入所者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。
宿 直 員	夜間における施設の管理宿直業務に当たる。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価に当たる。

第3章 施設サービス内容及び利用料、その他の費用の額

(入退所)

第4条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく、施設サービスの提供を拒んではない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議しなければならない。

- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の具体的内容)

第5条 施設が行うサービス提供の具体的内容は、次の通りである。

- (1) 心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って実施
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴又は清拭
- (3) 心身の状況に応じた適切な方法による排泄の自立についての必要な援助
- (4) おむつ利用者に対する適切な取替の実施
- (5) 褥瘡が発生しないよう適切な世話及びその発生を予防するための体制の整備
- (6) 離床、着替え、整容その他の適切な睡眠、環境の確保を伴う日常生活の適切な世話
- (7) 入所者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事の適切な時間における提供
- (8) 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は減退を防止するための機能訓練
- (9) 入所者の健康の状況に配した健康保持のための適切な措置
- (10) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に基づく相談、必要な助言、その他の援助
- (11) 適宜、入所者のためのレクリエーション行事等の実施
- (12) 前各号のほか、必要な相談・助言・援助

(施設サービスの取扱方針)

- 第6条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入所者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供に当たっては、ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮し、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスを行うものとする。
 - 3 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入所者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適当に行うものとする。
 - 5 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 6 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明をおこなわなければならない。
 - 7 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

緊急やむを得ない場合

「緊急やむを得ない場合」とは、「一時的に発生する突発事態」のみに限定され、次の三つの要件を全て満たすことが必要である上、手続の面でも慎重な取扱いが求められる。

①三つの要件

(1) 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

②手続

- (1) 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当のスタッフ個人(または数名)で行わず施設内の「身体拘束廃止委員会」等の組織において事前に手続等を定め、具体的事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。

(2)利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続や説明者について事前に明文化しておく。仮に、事前に身体拘束について施設として考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

(3)緊急やむを得ず拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

③身体拘束に関する記録の義務づけ

(1)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(2)具体的な記録は別紙「身体拘束に関する説明書」「経過観察・再検討記録」を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに随時その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者間で直近の情報を共有する。これらの記録は、施設において保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。

8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

9 施設は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、入所者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を入所者に対して提供するものとする。

10 施設の提供するサービスの第三者評価は、実施しないものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、旧措置入所者は、厚生労働大臣が別に定める額によるものとする。

2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額(詳細は別紙料金表)を徴収することができる。

(1)居住費(個室・・・維持管理費等の室料・光熱水費)

(2)食費(食材料費・調理費)

(3)理美容代

(4)日用品費

(5)教養娯楽費

(6)健康管理費

(7)前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適用と認められるもの

第4章 入所者入院中の取扱い

(入所者の入院期間中の取扱い)

第8条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

第5章 施設利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、入所者相互の親睦と融和に努めなければならない。

(1)火気の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。

(2)建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。

(3)喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。

(4)許可なく飲酒しないこと。

2 入所者が外泊しようとするときは、施設長に届け出て、許可を得なければならない。

3 入所者が外泊しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等を施設の職員に申し出なければ

ならない。

第6章 緊急時における対応

(緊急時における対応)

第10条 施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関(詳細は別紙協力医療機関)への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応等)

第11条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

4 施設は、事故が発生した時、事故の状況及び事故に際して採った処理について記録するものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第12条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に対する具体的な契約や、通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとする。

3 非常災害の予想される種別を、立地条件等から、火災災害、地震災害、風水害災害、渇水害災害とし、災害種別ごとに具体的な計画を立てるものとする。

4 非常災害対策の具体的な計画書(災害対策マニュアル)を、施設の見やすい場所に掲示するものとする。

5 災害対策マニュアルに沿った備蓄品の確保に努めるものとする。

第8章 その他

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(感染症対策及び衛生管理等)

第14条 施設は、入所者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものと

する。

- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- (4) 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順(厚生労働大臣、平成 17 年 2 月 22 日通知)に沿った対応を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。(別紙参照)

(秘密保持等)

第16条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 施設は、居宅介護支援事業等や緊急やむを得ない時の医療機関等に対して、入所者に関する個人情報あるいは療養情報を提供する際には、入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(提供するサービスの第三者評価の実施状況)

実施の有無	無
実施年月日	無
評価機関	無
評価結果の開示状況	無